

## V. 殺処分後の作業

殺処分作業が終了しても、ウイルスの拡散を防ぐためには、バイオセキュリティに十分配慮しながら後片付けを行うことが必要である。気を緩めることなく、作業を進める。

### 1. 焼埋却場所などへの運搬

(1) 焼埋却場所が発生農場に隣接している場合には、殺処分した家きんは直ちに重機で運搬して焼埋却するが、焼埋却場所が離れている場合には、ウイルス拡散を防ぐための措置を講じた上で、トラックへ積み込んで運ぶ。状況によっては、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下、動物衛生課）と協議し国が所有する移動式焼却炉を利用した焼却を実施する。

(2) 具体的には、運搬に当たって以下の措置を講じる。

- ①原則として、密閉車両又は密閉容器（ドラム缶、ペール缶、ビニール袋＋フレコンバッグ等）を用いる。どうしてもこれらが無い場合は、運搬物が漏洩・飛散しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。家きんの捕獲や殺処分後の密閉容器への移し替え作業の際には、羽が抜けやすいので、作業に当たっては羽毛の飛散防止にも十分留意する必要がある。
- ②密閉容器に殺処分家きんを入れた後にも、その容器の外装及びパレット底面を十分消毒する。
- ③車両への積載前後には、車両全体を念入りに消毒する。
- ④原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、さらに消毒ポイントにおいて車両を十分消毒する。
- ⑤焼埋却場所まで家畜防疫員が同行するとともに、運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。



殺処分家きん搬出用の容器(左:フレコンバッグ、右:密閉容器)

出典:宮崎県



搬出用容器を運搬車両へ積み込み



運搬車両をシートで覆う



車両の消毒

出典：宮崎県

(3) 焼却施設へ運搬する場合には、以下の措置を講じる。

- ①焼却処理施設入口にて運搬車両を消毒する。
  - ②運搬車両から原料搬入口までブルーシートを敷く。
  - ③運搬車両から運搬物の取り降ろし時にも、その外装を十分消毒する。
  - ④焼却処理施設内への搬入の際は、他の物と接触することがないように隔離して蔵置する。
  - ⑤使用した運搬車両及び運搬資材は直ちに消毒する。
  - ⑥殺処分家きんは焼却炉へ直接又は直接つながる投入場所に投入する(ピットやバンカと呼ばれるゴミ溜めのような場所への投入は避ける)。
  - ⑦焼却処理が完了し、設備及び資材の消毒、施設内への搬入口から殺処分家きんの投入場所までの経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立会する。
- ※ 既に出荷されてしまった卵等の汚染物品を回収し、焼埋却するための運搬の場合も基本は変わらない。



焼却施設への搬入



密閉容器取り降ろし時の消毒



密閉容器取り降ろし時の消毒



ベルトコンベアへ積み込み



使用した運搬車両の消毒

出典：茨城県



運搬車両の停車場も消毒

出典：茨城県

## 2. 汚染物品の回収・処分と使用機器、作業場所の消毒

殺処分家きんの搬出後、家きん舎内外に残った汚染物品を焼埋却するために搬出する。なお、家きんの排せつ物の搬出について、ショベルローダー等のオペレーターが不足することから、事前にオペレーターのリストアップを行う。

また、農場内で発酵消毒後に堆肥化することも可能だが、ウイルス拡散防止のために必要な措置については事前に十分確認しておく。（堆肥化については「Ⅶ. 焼却・化製処理作業」の「3. 発酵作業の実施」を参照）

(1) 汚染物品は、患畜等の家きん卵、種卵、排せつ物、敷料、飼料、さらには、患畜等やこれらの物に接触し、又は接触したおそれのあるものが該当し、原則として焼埋却する。

焼埋却が困難な場合の物品については、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。

(2) 搬出作業は、搬出及び消毒係に加え、埋却の場合は埋却作業者が協力し、ショベルローダー等の重機やフレコンバッグ、密閉容器などの資材を活用しながら進める。

(3) 卵等の生産物は十分に消毒した後に、密閉容器などに入れ、漏出のないよう搬出する

(4) 家きんの排せつ物は消毒後に搬出・埋却することを原則とするが、困難な場合には、散逸防止措置を講じた上で、発酵によって消毒してから堆肥化、あるいは焼却する。

(5) 敷料、飼料等は消毒後に搬出する。タンクに保管された飼料はフレコンバッグ等に詰め替えてから埋却場所へ運搬する。飼料・敷料等は埋却を原則とするが、困難な場合は散逸防止措置を講じた上で焼却、あるいは発酵によって消毒してから堆肥化する。

(6) 家きん管理用器具類は、金属製用具等の消毒が容易なものを除き埋却する。

(7) 使用後の機器は、インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて十分に消毒する。なお、直接消毒薬を噴霧できない機器については、消毒薬を含ませたタオル等で表面を拭き取った上で、ビニール袋などに包んで十分に消毒してから搬出する。

消毒後のゴミ（使用した防護具を含む農場内で発生したゴミ全般）の搬送は、可能であれば、拡散を防ぐためにゴミ収集車（パッカー車、ウイング車など積載物を密閉できる車両）で行うのが望ましいが、トラック等で搬送する場合には、ビニールシートで覆う等の拡散防止措置を講じる。

(8) 持ち出す必要のある廃棄物は分別し、二重のビニール袋で覆い外装を消毒してから適切に処分する。

- (9) 家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させる糞や塵埃等は隅々まで除去する。家きん舎周囲についても同様に清掃を行う。
- (10) 清掃終了後、家きん舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、清掃作業と同様に農場の奥から出口に向かって消毒し、さらに消石灰を散布しておく。
- (11) 家きん舎や農場で使用した重機、機材等を念入りに消毒する。農場の消毒作業は少なくとも1週間間隔で3回以上行う。



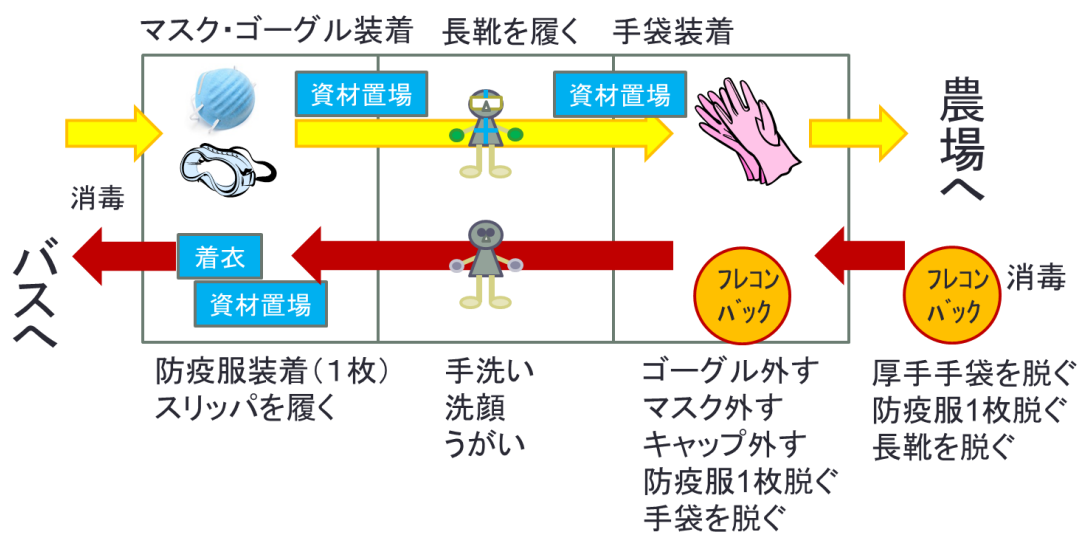
使用機材の消毒

出典：鹿児島県

### 3. 農場からの退出

- (1) 作業者が清浄エリアへ退出する際には、直前で、防疫服を着用したまま、顔面を除き正面と背面を交互に頭部から下方に向かって、動力噴霧器で消毒する。特に、靴底は入念に消毒する。なお、噴霧消毒を行う際、刺激性の消毒薬を目や肌に付着させないように注意し、万が一、目に入った場合にはすぐに流水で洗浄する。
- (2) 消毒後、仮設基地に戻る際には、二重に着用していた防疫服の外側の1枚、長靴、厚手手袋を脱ぎ、仮設基地前に設置されたフレコンバッグの中に入れて廃棄する。
- (3) 持ち込んだ物は汚染エリアで全て廃棄するのが原則だが、作業管理や評価・記録業務のためにやむを得ず農場内へ持ち込んだ腕時計、眼鏡、評価記録紙等の装備品については、消毒槽に浸漬する、消毒薬で念入りに拭き取る等、徹底した消毒を行う。
- (4) 仮設基地で防疫服、ゴーグル、マスク、薄手手袋を脱ぎ、フレコンバッグに廃棄する。消毒槽で足を消毒後、手洗い、洗顔、うがいを行う。新しい防疫服1枚とスリッパを装着し、バス等で集合施設へ移動する。
- (5) 集合基地では持参した衣類に着替え、健康調査を受診後、帰宅する。
- (6) 帰宅後、直ちにシャワーを浴びる。着て帰ってきた衣類や靴等は洗濯や

消毒をする。



### 仮設基地と農場の移動